

ながふく障がい者プラン (2021－2026) 中間見直し

第4次長久手市障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）

長久手市第7期障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）

長久手市第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

【案】

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ・他計画との関係.....	3
第2章 第4次長久手市障がい者基本計画.....	5
1 基本理念.....	6
2 施策体系.....	7
3 重点項目.....	8
第3章 基本分野ごとの方向性.....	15
1 生活支援.....	16
2 保健・医療.....	19
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	21
4 雇用・就業.....	22
5 生活環境.....	24
6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援.....	27
7 防災・防犯.....	29
第4章 長久手市第7期障がい福祉計画.....	31
1 基本的方向性.....	32
2 計画の成果目標.....	33
3 障害福祉サービスの見込みと確保方策.....	38
4 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	44
第5章 長久手市第3期障がい児福祉計画.....	53
1 基本的方向性.....	54
2 計画の成果目標.....	55
3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策.....	57
第6章 計画の推進にあたって.....	61
1 計画の推進体制.....	62
2 進行管理と管理手法.....	63

第7章 障がいのある人を取り巻く状況・課題.....	65
1 本市の課題のまとめ.....	66
2 第3次基本計画の重点施策の取組と評価.....	68
3 統計データの状況.....	69
4 意識調査等からみる地域福祉の現状.....	77
5 意識調査の経年比較.....	87
6 実態調査からみる地域特性.....	89
7 事業所マップ.....	91
8 ライフステージ別の支援一覧.....	92
資料編.....	93
1 策定組織.....	94
2 策定の経過.....	96

※「障がい」の表記について

長久手市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合には「障害」と漢字表記にしています。

- ・法律、政令、条例等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

※「障害者総合支援法」の表記について

正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ですが、文字数が多いこと、国等の表記でも利用されていることから、計画書中の表記を合わせています。

第1章

計画の概要



パトカーの絵 (絢悠^{けんゆう}くん)

1 計画策定の趣旨

国では、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが示されました。また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者、障がいのある人、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されており、今後重層的な相談支援体制を構築する必要があります。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により「新しい生活様式」が示され、障がいのある人の暮らしやその支援方法が変容しています。

長久手市（以下「本市」という。）では、平成30年7月に「長久手市みんなで作るまち条例」を施行しました。この条例では、本市のまちづくりの基本的な考え方や市民、議会、行政の役割分担等が示されています。平成31年に策定された「第6次長久手市総合計画」においても、市民と行政が協働する市民主体のまちづくりが進められています。

本市では、「第3次長久手市障がい者基本計画」、「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このたび、国の動向や本市で進められている市民主体のまちづくりの考え方、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状、本市の特性・意識調査等からの課題等を踏まえ、誰もが自分らしく暮らすことができるようにするための「第4次長久手市障がい者基本計画」の中間見直しを行うとともに、新たに策定する「長久手市第7期障がい福祉計画」、「長久手市第3期障がい児福祉計画」を一体的にとりまとめた「ながふく障がい者プラン（2021－2026）」を策定します。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 各計画の位置づけ

ながふく障がい者プラン（2021－2026）は、下表のとおり各法律に基づき策定する3つの計画で構成します。

計画名	項目	内容
第4次 障がい者基本計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	計画期間	令和3年度～令和8年度（6年間）
	策定内容	障がい者施策全般の基本的な方向性を定める
第7期 障がい福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	計画期間	令和6年度～令和8年度（3年間）
	策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
第3期 障がい児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	計画期間	令和6年度～令和8年度（3年間）
	策定内容	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

(2) 計画の期間

障がい者基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間です。

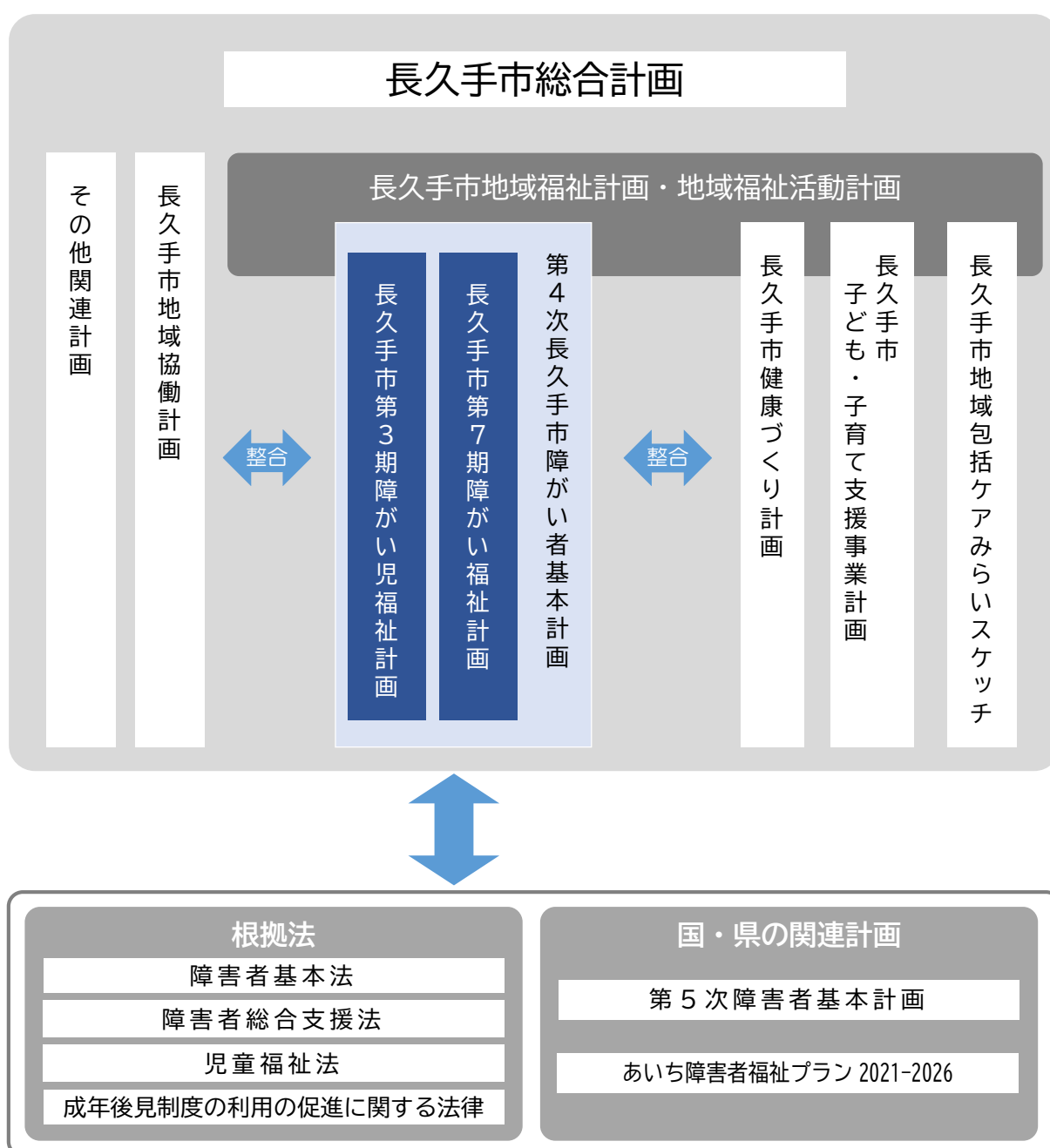
計画名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第3次計画		第4次計画					
障がい 福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画		

(3) 他計画との関係

本計画は、国の障がい者施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」との整合性を図ります。

また、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」の部門別計画とし、上位計画である「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「長久手市地域包括ケアみらいスケッチ」、「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」、「長久手市健康づくり計画（第2次）」等との整合性を図ります。

なお、本計画は、「長久手市みんなで作るまち条例」の趣旨に沿って市民とともに推進するものであり、市民主体のまちづくりに取り組みます。



第 章

第4次長久手市障がい者基本計画



木の絵 (心優さん)

1 基本理念

全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、また、人々の価値観、ライフスタイルが多様化したことで、地域での助け合い、支え合い、つながりが失われつつあります。転入してきた人が多い本市では、人と人とが知り合い、触れ合い、話し合いを重ねることで、つながりやまちへの愛着を育む必要があります。

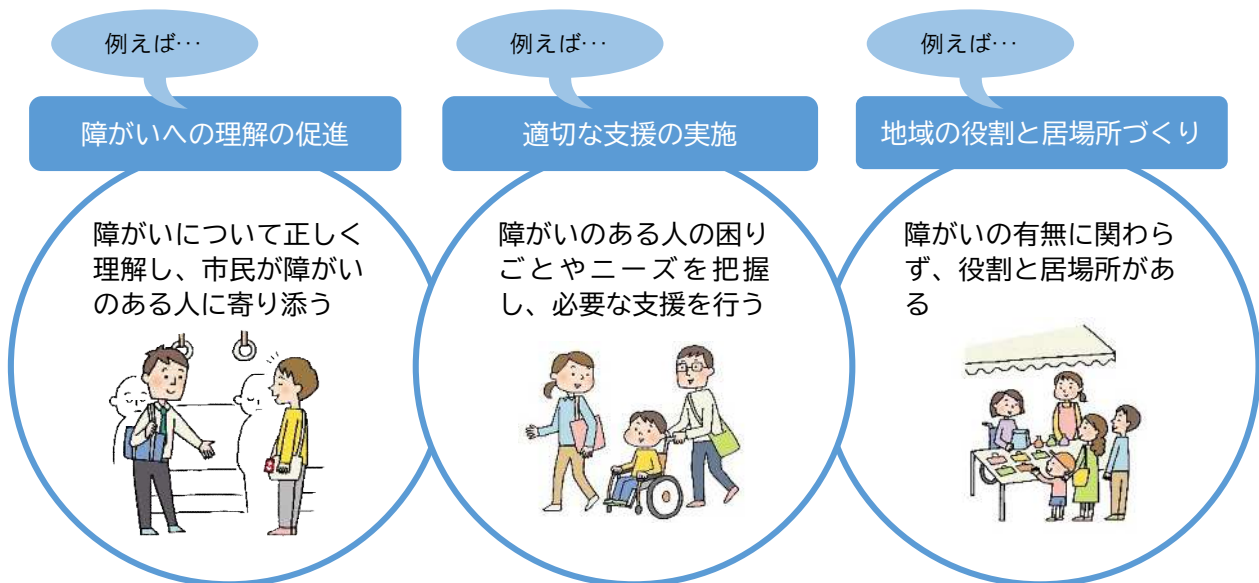
「第6次長久手市総合計画」では、「幸せが実感できる共生のまち長久手 ～そして、物語が生まれる～」を本市の将来像に掲げています。この将来像には、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことで、課題を解決できるだけでなく、地域につながりが生まれ、幸せを実感できるまちに近づける、という想いが込められています。

障がいの有無に関わらず、地域で活躍したり、自分らしく暮らせるようにするためには、地域やご近所での声掛けや助け合い、支え合い、つながりづくりが必要不可欠です。

以上の考えをもとに、本計画の基本理念は、「互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて」と定め、本計画を推進します。

■基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて



2 施策体系

基本理念を達成するために、特に重点的に取り組む項目7つを「重点項目」として位置づけました。また、基本分野ごとに施策項目をとりまとめました。

なお、重点項目及び施策項目は、国の基本指針等や、本市の現状・特性、各種意識調査、家族会・支援団体からのヒアリング、前計画の進捗状況等を踏まえてまとめました。（詳細：77・78ページ）

基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて

重点項目	基本分野	施策項目	頁
助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ	1 生活支援	1. 障害福祉サービス等の充実と質の確保（6事業） 2. 包括的な相談支援体制の仕組みづくり（6事業） 3. 経済的な負担軽減のための支援（8事業）	16
早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保	2 保健・医療	1. 早期発見・支援への取組（6事業） 2. 医療などが必要な人への支援の充実（7事業）	19
障がい児の切れ目のない支援体制の充実	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等（7事業）	21
就労に関わる機会の充実	4 雇用・就業	1. 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進（4事業） 2. 福祉的就労の充実（3事業）	22
学び・理解、交流による地域共生の推進	5 生活環境	1. 地域における支え合いの体制づくり（5事業） 2. 外出の促進及び移動に関する支援（10事業） 3. わかりやすい情報発信とコミュニケーション（4事業）	24
医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり	6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援	1. 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消（7事業） 2. 権利擁護に関する支援（3事業）	27
災害時に向けた体制づくり	7 防災・防犯	1. 防災及び緊急時の支援の充実（7事業）	29

3 重点項目

重点1 助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

<現状・課題>

- 障害者手帳を持っているものの、福祉サービス等のいずれのサービスも利用していない人がいます。その中には、自ら支援を求めることが難しいこと等を理由に、適切な支援が届いていない人もいますと考えられます。
- 不登校の発達障がいの傾向のある児童が、義務教育が修了後に社会とのつながりが途絶え、ひきこもり状態になり、それが長期化するケースが増えています。
- ひきこもり状態が長期化している人は、長期伴走型の支援が求められる場合も多いが支援の担い手の確保が難しくなっています。
- 福祉サービスの利用・支援が必要であるにも関わらず、支援に結び付いていない精神障がい者で、長期入院している人や入退院を繰り返している人がいます。



<めざす姿>

- 福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 個別の状況に応じた機関等による伴走支援ができる仕組みを検討します。
- 医療機関に働きかけを行い、長期入院精神障がい者等の地域生活をチームで支援し、支える体制づくりを進めます。

主に関連する事業

- 個別訪問調査（17 ページ）
- 重層的支援体制整備事業（17 ページ）
- 精神障がい者にも対応した地域包括支援システムの推進（21 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
1	個別訪問調査からサービスや支援に結びついた事案数	年5件
2	長期入院精神障がい者等へ支援に係る検討回数	年2回

重点2

早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保

<現状・課題>

- 早期発見・早期療育につなげるため、専門医、心理職等といった専門職による相談が受けられる機会をより充実させる必要があります。
- 支援が必要な児童であっても、様々な理由で相談やサービスにつながりにくいことがあります。
- 身近な地域で通所先が確保できず適切な支援が受けられない児童がいます。



<めざす姿>

- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。
- 市内の児童館等に心理職等の発達相談員が巡回し、支援が必要な児童、保護者をサポートします。
- 支援が必要な児童が地域で障害児通所支援を受けることができるよう、障害児通所支援の支給決定の在り方の検討を行います。

主に関連する事業

- こどもの発達相談室事業（19 ページ）
- 児童発達支援センター事業（19 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
3	こどもの発達相談室相談件数	年 250 件
4	障害児通所支援の支給の在り方の検討	実施

重点3

障がい児の切れ目のない支援体制の充実

<現状・課題>

- ライフステージごとに通う場所や生活する場所が変化し、関わる人も変わります。保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりが必要です。
- 保護者には、子どものためにできる限りのことをしたいという思いを持ちながら、成長発達や将来に対する不安を抱えている方がたくさんいます。保護者・市民とともに地域全体で子どもを育むネットワークづくりが必要です。
- 保護者による子どもへの理解を深め、適切な進路を選択できるような支援が必要です。



<めざす姿>

- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに地域で子どもを育むネットワークをつくりまします。
- 乳幼児連絡会及び学童青年期連絡会において、情報の共有をし、支援方針について検討を行います。

主に関連する事業

- こどもの発達相談室事業（19 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
5	乳幼児連絡会の開催	年4回
6	学童・青年期連絡会の開催	年4回

重点4 就労に関わる機会の充実

<現状・課題>

- 一般就労していくための訓練として、実際に働き、就労の体験を重ねていく必要性は高く、就労体験の拡充が一層求められています。
- 能力と適正に応じた就労について、中学生、高校生といった早期から考えられるようなきっかけづくりが必要です。
- 就職がなかなかできない、就職しても就労環境に適応ができず定着しない等といった発達障がい者からの相談が増えています。
- 就労による自立生活を目指し、生活への支援を必要としている人も多く、就労面・生活面の一体的な支援が求められています。



<めざす姿>

- 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。
- 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。
- 福祉的就労や従来型の障害者雇用のみならず、障がい特性に応じた柔軟な働き方ができる新たな就労支援モデルについて調査・研究していきます。

主に関連する事業

- 発達障がい児向けの就労体験事業（22 ページ）
- ながひく就労体験事業（22 ページ）
- 新たな就労支援の在り方の検討（22 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
7	発達障がい児向けの就労体験事業の実施回数	年1回

重点5

学び・理解、交流による地域共生の推進

<現状・課題>

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、市民、団体、企業、事業所、行政等が障がいや障がいのある人の暮らしについて知り、理解するための機会が必要です。
- 障がいのある人の中には、本人が参加・実施したいと思っても、きっかけがない、合理的配慮があるかどうか不安がある等の理由で参加に至らない人がいます。



<めざす姿>

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組めます。
- 障がい福祉に関わる様々な人（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

主に関連する事業

- 学び、理解向上のための研修等の実施（16、21、24、25、27 ページ）
- 障がい福祉に関わる人の交流の場づくり（24 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
8	理解促進事業・自発的活動事業の実施数	各2事業

重点6 医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり

<現状・課題>

- 日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要としている人が増加しており、在宅生活をするための支援拡充や介護する家族の支援体制づくりが急務となっています。
- 医療的ケア児者が安心して通える事業所が不足しています。
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、一体的・連続的な対応・支援が必要です。



<めざす姿>

- 医ケア児等ケース会議において、対象者の早期に把握し、中長期的な視点で支援していくための関係機関の役割分担及び対応方法について検討します。
- 医療的ケア児者の家族や医療的ケア児者を受入れる事業者に対する支援施策を検討します。
- 医療的ケア児者の相談窓口を明確にし、周知します。

主に関連する事業

- 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備（20 ページ）
- 避難行動要支援者名簿への登録（29 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
9	医療的ケア児者支援施策に関する独自施策数	2施策
10	医療的ケア児等ケース会議の実施回数	年2回
11	市の保育園等における医療的ケア児等の受入れに係る方針の検討	実施

重点7

災害時に向けた体制づくり

<現状・課題>

- 災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする障がいのある人について、関係者間で支援方法及び役割を確認し、発災時にきちんと機能する体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者登録制度により個別支援計画の作成を進め、その活用の手順、各主体の役割等について、事業所をはじめとする関係者間で検討することが大切です。
- いざというときに対応できるよう、障がいのある人自らの備え（自助）と身近な人たちが助け合うこと（互助）について、地域への啓発が必要です。



<めざす姿>

- 真に避難行動要支援登録が必要な人が登録されないことがないよう、民生委員・児童委員、福祉専門職、地域住民等と連携し、登録の呼びかけや手助けを行います。
- 定期的に災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を把握・整理し、災害が発生した際も円滑かつ継続的に支援が行えるようにします。
- 障がいのある人の相談支援等の機会を捉え、自助の働きかけを行います。
- 障がいのある人が安心して避難生活が送れる福祉避難所のあり方について、関係者とともに検討を進めます。
- 避難支援や在宅も含む避難生活において特に配慮を必要とする医療的ケア児者等について、既存の個別避難計画（みまもり台帳）に加えて、福祉専門職と連携し「特別避難計画」の策定を進めます。

主に関連する事業

- 避難行動要支援者名簿への登録（29 ページ）
- 福祉的な視点での避難所整備（29 ページ）
- 避難訓練の協働実施（29 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
12	障がい者の個別避難計画（みまもり台帳）策定割合	50%
13	障がい関係事業所を対象とした防災研修等の実施回数	年1回以上
14	医療的ケア児者の特別避難計画の策定数	5件

第 3 章

基本分野ごとの方向性



木の絵

1 生活支援

障がいのある人の日常生活を支えるためには、その人の特性や心身の状態に応じた支援が必要です。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、必要な用具の給付などを行い、障がいのある人の自己決定に基づく地域生活を支援します。

また、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族などへの相談により多様なニーズを把握し、保健・医療・福祉その他全般にわたる支援や専門的な機関へのつなぎ等を行えるように相談支援体制の一層の充実を図るとともに、担い手となる人材の育成を図ります。

施策項目 1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所事業所の設置を目指します。	福祉課

施策項目2

包括的な相談支援体制の仕組みづくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課
2	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
3	障がいのある人やその家族等に対し継続的に伴走支援を行うための体制強化に向け、計画相談支援及び障害児相談支援の活発化を図るため、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者との連携体制を充実します。	福祉課 子ども家庭課
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 たつせがある課
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
6	障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課

コラム

長久手市障がい者相談支援センターとは？

障がい者相談支援センターは、地域の障がい福祉に関する相談支援の中心的な場所です。障がいのある人が地域で安心して生活できるよう事業所、保育園、幼稚園、学校、医療機関などと連携し、支援の必要な人をチームで支えられる仕組みづくりを進めています。

【連絡先】

場所：愛知県長久手市前熊下田 171（長久手市社会福祉協議会内）

電話：64-2333（開所時間外は 090-6358-5609）

FAX：64-2337

メール：shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp



施策項目 3

経済的な負担軽減のための支援

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。また定期的に、その必要性について見直します。	福祉課
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課
8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課

コラム

障害年金とは？

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。なお、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

2 保健・医療

障がいのある人が健康を維持し、生き生きとした生活を送ることや、必要に応じて医療を受けることで、身体や心にかかる負担を軽減することができるよう、保健・医療の充実を図る必要があります。そのため、心身機能の維持や向上にかかる医療費の負担軽減、関係機関の連携体制の充実に取り組みます。

また、健診などにより障がいを早期に発見し、適切な療育及び医療的ケアにつなげることや健康に関する相談や健康維持のための保健活動に取り組みます。

施策項目1 早期発見・支援への取組

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課
4	発達が気になる児童に関する相談窓口として設置したこどもの発達相談室の巡回相談等の活動を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として整備した「児童発達支援センター」を地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市内事業所と連携し、障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。	子ども家庭課
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

施策項目 2

医療などが必要な人への支援の充実

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。	福祉課 健康推進課
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課
4	保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者により、在宅生活を送る医療的ケアが必要な人への支援の在り方や支援の拡充について協議します。	子ども家庭課 福祉課
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課

コラム

自立支援医療とは？

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。自立支援医療は「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類されます。

精神通院医療…主に精神疾患の人が対象

更生医療 …18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人

育成医療 …18歳未満で身体に障がいがある児童、もしくは病気などを放置すると将来において障がいを残すと認められる児童

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

差別や偏見のない社会を築くためには、子どもの頃から福祉についての理解を深め、実践することができる力を市民一人ひとりが身に付けることが重要です。そのため、障がいに対する理解を深めることができるよう、学習の機会を提供するとともに、ともに暮らしを支え合う関係を築くための福祉教育を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みを推進し、文化芸術活動やスポーツ活動に参加でき、様々なふれあい、交流活動が行えるよう、多様な学習活動の充実や障がい者スポーツの普及、参加を促進します。

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課

4 雇用・就業

障がいのある人の就労は、その人の特性や能力に応じた多様な働き方を提供することが大切です。そのため、就労への移行支援や福祉的就労の場の提供、体験の機会の確保など、一人ひとりの能力や希望に応じた就労への支援の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用に取り組みやすくするための支援に向けて、関係機関との連携強化を行います。

施策項目 1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	主として発達障がい児を対象とした職業選択に関する学習や情報提供等を行う就労支援事業を実施します。	子ども家庭課
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
4	福祉的就労や従来型の障害者雇用の就業形態がなじまず、一般的な就労に結びつきにくい人に向け、新たな就労支援の在り方について検討します。	福祉課

コラム

いらっしやい！「ながふく商店」

「ながふく商店」とは、市内の障がい者就労支援施設で作っている物品の販売会のことです。長久手市役所や、福祉の家などで定期的を開催しています。並ぶ商品は、障がい者の方々が心を込めて作った食品や雑貨などです。詳しい販売場所や時間、商品は、市役所ホームページなどでご案内しています。



施策項目2

福祉的就労の充実

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課

コラム

障害者優先調達推進法とは？

「障害者優先調達推進法」は、障がいのある人の経済面の自立を支援するため、国や市町村などの地方公共団体等が積極的に障がい者就労施設等からの物品等を購入するように取組を定めたもので、平成25年4月1日から施行されています。

長久手市役所では、これまでも食品や雑貨、印刷物などの物品やサービスを障がい者就労施設等から購入しており、毎年その実績をホームページで公表しています。

5 生活環境

地域共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、地域住民や関係団体等の地域に関わる人や組織と協働し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

また、障がいのある人が安心・安全に暮らすことができるよう、バリアフリー化の推進や移動するための支援事業に取り組み、行動範囲を広げ、社会参加を促進するとともに障がいのある人に配慮したまちづくりを進めます。

施策項目 1 地域における支え合いの体制づくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課
2	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課
3	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課
4	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課
5	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

施策項目 2

外出の促進及び移動に関する支援

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
6	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 企画政策課
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課

施策項目 3

わかりやすい情報発信とコミュニケーション

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

コラム

「ヘルプマーク」を知っていますか？

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくるのが大切です。そのため、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合う地域づくりを推進します。

また、障がいのある人が障がいによって権利の侵害や不利益を被ることがないように、差別の解消や権利擁護の取組の充実を図るとともに、虐待の防止と早期発見・早期対応を推進します。くわえて、必要な人に必要な情報や支援が届くよう、様々な手段による情報提供の発信に努めます。

施策項目 1 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課

施策項目 2

権利擁護に関する支援

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉課 長寿課
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

コラム

「補助犬」ってどんな犬？

障がいのある人を手助けする犬を、身体障害者補助犬と言います。盲導犬は目の不自由な人を、聴導犬は耳が聞こえない人や聞こえにくい人を、介助犬は手足に障がいのある人を、それぞれパートナーとしてサポートしています。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

長久手市内にある「介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～」では、日々、介助犬の育成、普及・啓発活動に取り組んでいます。

また、社会福祉法人日本介助犬協会と長久手市は、介助犬及び身体障害者補助犬法の認知向上、普及啓発を目的とした協定を平成24年7月3日に締結しており、介助犬をとおした、笑顔とあいさつのまちづくりを進めています。



ほじょ犬マーク



写真提供：社会福祉法人日本介助犬協会

7 防災・防犯

近年、地震や台風、大雨による、自然災害の多発がみられる中、災害時に支援を必要とする人への対応が喫緊の課題となっています。障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、日頃からのつながりや地域住民と協力した支援方策、障がいのある人の避難訓練への参加などを促進します。

また、緊急時に聴覚や発話に障がいのある人でも緊急通報することができるシステムの周知・啓発を図り、緊急時への対応を充実します。

施策項目

防災及び緊急時の支援の充実

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 長寿課
2	障がいのある人を含む要配慮者の受入れ等を行う福祉避難所の拡充に向け、民間社会福祉施設との連携について協議します。	福祉課 安心安全課
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉課 長寿課
4	障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
5	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	福祉課 安心安全課
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課

コラム

障がい者に関するマークいろいろ①

障がいのある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障がい者に関する様々なマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障がい者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。

障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。



第 4 章

長久手市第7期障がい福祉計画



木の絵 (翔くん)

1 基本的方向性

長久手市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定める計画です。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画の理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの意思決定による支援を受けられるように配慮するとともに、自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備を進めます。

【2】障がいの種別にかかわらずサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

【3】課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、その人の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えていきます。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障がいの重度化や家族の高齢化による「親亡き後」を見据えて機能の強化に努めます。

また、あらゆる人が共生できる地域を目指し、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【4】障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加し、交流できるよう、参加のきっかけづくりや活動の場の情報周知、自身で取り組む際のお手伝いなどの機会の確保に努めます。

2 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に伴う長期入院患者の基盤整備量（利用者数）【65歳以上：0人、65歳未満：15人】

① 国の指針

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ●●

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	15人	令和4年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標設定 ●●

項目		令和8年度の目標値
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (内訳 保健：1、医療：1、福祉：9、当事者：1、家族等：3、その他：5)	20人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	52人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の目標設定

●● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
目標	1人	令和8年度末までに1人のコーディネータを配置する。
目標	1回／年度	令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。
目標	実施	令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

●● 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ●●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和3年度の就労定着支援事業利用者数の概ね1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ●●

項目	就労移行者数 (令和3年度末)	就労移行者数 (令和8年度末)	基本指針
一般就労への移行者数	8人	15人	1.28倍以上
就労移行支援事業	6人	9人	1.31倍以上
就労移行支援事業所	—	50%	
就労継続支援A型事業	2人	4人	1.29倍以上
就労継続支援B型事業	2人	3人	1.28倍以上
就労定着支援事業利用者	6人	9人	1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	—	25%	7割以上の事業所の割合が2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

●● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ●●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

項目	数値	内容	
目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施の有無	
	訪問等による専門的な指導・助言	12件/年 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施件数	
	相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	
	相談機関との連携強化の取組の実施	45件/年 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	
	個別事例事例の支援内容の検証	12件/年 個別事例の支援内容の検証件数	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施	2回/年	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業所数
		2事業所	
実施		プロジェクトチームの設置数及び実施回数	
12回/年			

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ●●

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
目標	6人/年	障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加者見込み数
	年1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数

3 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	92	88	92	97	101	106
	時間/月	1,751	1,525	1,565	1,606	1,647	1,690
重度訪問介護	人/月	2	2	3	3	3	3
	時間/月	108	94	211	211	211	211
同行援護	人/月	6	4	6	6	6	6
	時間/月	71	66	67	68	68	69
行動援護	人/月	3	4	4	5	5	5
	時間/月	68	69	72	76	80	84
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、現時点では見込みがないことから「0」とします。

●● 確保方策 ●●

訪問系サービスは、人口増加による在宅障がい者の増加や、障害者支援施設及び精神科病院からの地域移行を進めることで、ますます需要が増えることが予想されます。障がい者自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や支援現場のニーズの集約を図ります。

訪問系サービスを提供するためには、所定の研修の課程を修了する必要があり、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県や市などが開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。



木の絵 (基貴くん)

(2)

日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所（福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	65	70	72	74	77	79
	人日/月	1,248	1,345	1,388	1,432	1,478	1,526
就労選択支援	人/月	—	—	—	78	93	112
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	1	0	5	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	3	4	4	4	4
	人日/月	58	61	51	51	51	51
就労移行支援	人/月	23	22	20	24	28	33
	人日/月	359	347	298	351	413	486
就労継続支援（A型）	人/月	21	26	33	36	38	41
	人日/月	383	465	618	688	722	781
就労継続支援（B型）	人/月	66	78	87	95	104	115
	人日/月	1,092	1,251	1,375	1,534	1,711	1,908
就労定着支援	人/月	4	6	15	18	21	24
療養介護	人/月	2	2	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	14	17	21	23	25	27
	人日/月	89	114	137	166	200	241
短期入所（医療型）	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	6	6	6	6

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

日中活動系サービスは、人口増加に伴い、今後も利用が増えることが予想されます。特に、20代から40代の精神障がい者の増加を背景とし、就労系サービスの需要の増加が見込まれます。

市内事業所への優先発注や業務委託を通して事業所の受注機会の拡大と工賃等の向上を図り、安定した事業所運営を支援します。

緊急時や家族のレスパイト等、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、市内の事業所に短期入所サービスの提供を働きかけていきます。

強度行動障害支援者養成研修や高次脳機能障がいなどの支援に関する研修などへの積極的な参加を促し、支援者の増加を図ります。

なお、市内には特に就労継続支援事業所や短期入所が不足しているほか、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び療養介護は、現在、市内に事業所がありません。需要に応じたサービスを提供するため、既存事業所と連携し、サービスの提供を図ります。

(3)

居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	45	50	55	60	80
施設入所支援	人/月	13	14	15	15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

地域移行後や親亡き後の生活の場としての共同生活援助のニーズは、今後も高まっていく見込みです。そのため、設置に関する相談対応や社会福祉施設等施設整備費補助金等の情報提供を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、国の基本指針に基づき地域移行する人を見込み、令和8年度は、15名とします。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障がいのある人の置かれた状況、生活環境、意思等を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画等の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	人／月	69	55	58	62	66	71
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

本市の障害福祉サービス利用者は、年々増加しており、それに伴いサービス等利用計画の作成に係る需要も高まっています。各相談支援事業所が適切にサービス提供ができるよう、本市の相談支援体制の強化を図ります。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、情報共有、ケース検討の機会を設け、相談支援に従事する人材育成を行うとともに、困難ケースの対応などを通して地域課題を把握し、障がい者自立支援協議会における協議につなげていきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の推進のため、障がい者基幹相談支援センターを中心に、障害者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発に取り組みます。そして、各相談支援事業所と連携し、地域生活を支えるための体制整備を行い、円滑に地域での生活に移行できるよう、検討を進めます。

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援の従事者の派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることが目的です。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進事業・自発的活動支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組を支援します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	0	1	0	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済
自発的活動支援事業	実施状況	0	0	2	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(2)

相談支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、意思決定支援に配慮しながら相談を行い、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等について、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、個々の意思決定に着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。
尾張東部権利擁護支援センター	障がいのある人の権利擁護に関する問題について福祉課及び市内の相談支援事業所等と連携して必要な支援を行います。成年後見制度に関する広報周知を行い、利用に関する相談、申立て支援及び成年後見制度利用開始後の相談対応や関係機関との連携を図ります。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	3 か所		4 か所	4 か所		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(3)

成年後見制度利用支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立事業	人/年	1	0	2	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済
後見人等の報酬事業	人/年	4	4	4	4	4	4
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(4)

成年後見制度法人後見支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して市内での法人後見実施団体及び市民後見人の育成に取り組みます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人の育成実施	人	2	6	6	8	8	10
	事業整備	済	済	済	済	済	済
法人後見実施機関の育成実施	法人	0	1	1	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(5)

意思疎通支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	件/年	26	16	25	25	25	25
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

コラム

障がい者に関するマークいろいろ②



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

(6)

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行うものです。

● ● 事業の概要 ● ●

対象用具	
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

● ● 実績と見込み ● ●

対象用具	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	4	0	1	6	6	6
自立生活支援用具	件／年	0	5	6	5	5	5
在宅療養等支援用具	件／年	10	5	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	1	1	5	5	5
排せつ管理支援用具	人月／年	774	757	760	785	813	844
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	0	1	2	2	2

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(7) 手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	6	2	8	8	8	8

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(8) 移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	31	35	36	37	38	39
	時間/年	1,368	1,532	1,715	1,898	2,112	2,351

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(9)

地域活動支援センター事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
地域活動支援センター	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	人/年	3	3	20	20	20	20
	人日/年	46	72	400	400	400	400

※令和5年度に市内に地域生活支援センターを設置したことに伴い、当該センターの実績及び見込み量に変更

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(10)

発達障がい児者及び家族等支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート活動	発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動を実施します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数/年	0	11	5	10	10	10
	実施者数	—	—	—	1	1	1
ペアレントメンター数	人/年	0	0	1	1	1	1
ピアサポート活動	参加者数/年	0	0	5	5	5	5

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(11)

その他の事業（任意事業）

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記ボランティア養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアを養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	99	82	49	49	49	49
	人日/年	5,363	5,086	3,612	3,612	3,612	3,612
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	0	0	0
要約筆記ボランティア養成研修事業	人/年	3	10	10	10	10	10
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	0	1	1	1	1
身体障がい者用自動車改造助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

支援を必要としている人に必要な支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。

「日中一時支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「訪問入浴サービス事業」の利用について、サービス提供体制を確保しつつ、適切な支援が行えるよう、必要に応じて報酬単価や指定要件等の見直しに努めていきます。

日常生活に使用する用具の支給について、滞りなく支給できるよう提供事業者と市が連携し適切な支給に努めます。

コラム

障がい者に関するマークいろいろ③



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。